建築基準法第68条の26第１項の規定に基づき、同法施行令第35条第１項の規定に適合：流量調整型
嫌気濾床・担体流動循環生物ろ過方式

製造者の住所・氏名	岡山県玉野市後閑1475番地の３　㈱正岡コンサルタント 代表取締役　伊東　和彦
工場の所在地及び名称	鹿児島県薩摩川内市勝目町字山口田6314番地１　大管化成工業㈱ 山梨県大月市初狩町下初狩456番地１　永和国土環境㈱

認定番号	浄化槽の名称
7－14－H－002	マサオカ浄化槽　MCT型－A
7－14－H－003	〃　MCT型－B
7－14－H－004	〃　MCT型－C
〃　－1	〃　MCT型－D

○四国地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月三十日　四国地方整備局長　三浦　**真紀**

一　施行者の名称　徳島県
二　都市計画事業の種類及び名称　徳島東部都市計画公園事業六・四・一号蔵本公園
三　事業施行期間　自平成二十六年一月三十日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　徳島県徳島市庄町一丁目地内
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十日　九州地方整備局長　岩**崎**　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二号	伊万里市大坪町字松ノ木原乙三四八番一から同市大坪町字白野甲二六八一番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月三十日から一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月三十日　北海道開発局長　澤田　和宏

一　道路の種類及び路線名
一般国道　三十六号
二　道路の位置
北海道札幌市中央区北一条西四丁目地先から　北海道開発局及び同局札幌開発建設部
同区大通西四丁目地先まで
三　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　札幌駅前通まちづくり株式会社　代表取締役　越山　元
住　所　札幌市中央区北二条西三丁目一番地
四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「道路情報システム兼用工作物管理協定」に記載
五　管理の期間　平成二十五年十二月十三日から平成二十六年二月十六日まで
供用開始の期日　平成二十六年一月三十日

国会事項

衆議院

質問書提出

一月二十八日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＮＨＫ会長の各種発言に対する政府の見解に関する質問主意書（鈴木貴子提出）
外務省在外公館が行っている便宜供与に関する質問主意書（鈴木貴子提出）
タイにおける邦人殺害事件の真相解明に関する質問主意書（鈴木貴子提出）
ミャンマーにおける邦人殺害事件の真相解明に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

報告書受領

一月二十八日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十五年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書
厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

議事日程

一月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三号
平成二十六年一月二十九日（水曜日）
午後二時開議
一　国務大臣の演説に対する質疑（前会の続）

参議院

議事日程

一月二十九日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二号
平成二十六年一月二十九日（水曜日）
午前十時開議
第一　国務大臣の演説に関する件（第二日）

議案送付（予備審査）

一月二十八日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

労働基準法等の一部を改正する法律案（小池晃発議）

質問主意書提出

一月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。

「特定秘密の保護に関する法律」の施行までに行うべき措置等に関する質問主意書（江口克彦提出）（第四号）
福島県鮫川村での農林業系副産物の仮設焼却炉による減容化実証事業等に関する質問主意書（山本太郎提出）（第五号）

報告書受領

一月二十八日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十五年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○防衛大臣臨時代理解職
同　菅　義偉
防衛大臣小野寺五典帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　三好　雅子（森　まさこ）
内閣府特命担当大臣稲田朋美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（規制改革担当）事務代理を命ずる（以上一月十日）
○文部科学大臣臨時代理解職
国務大臣　三好　雅子（森　まさこ）
文部科学大臣下村博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く